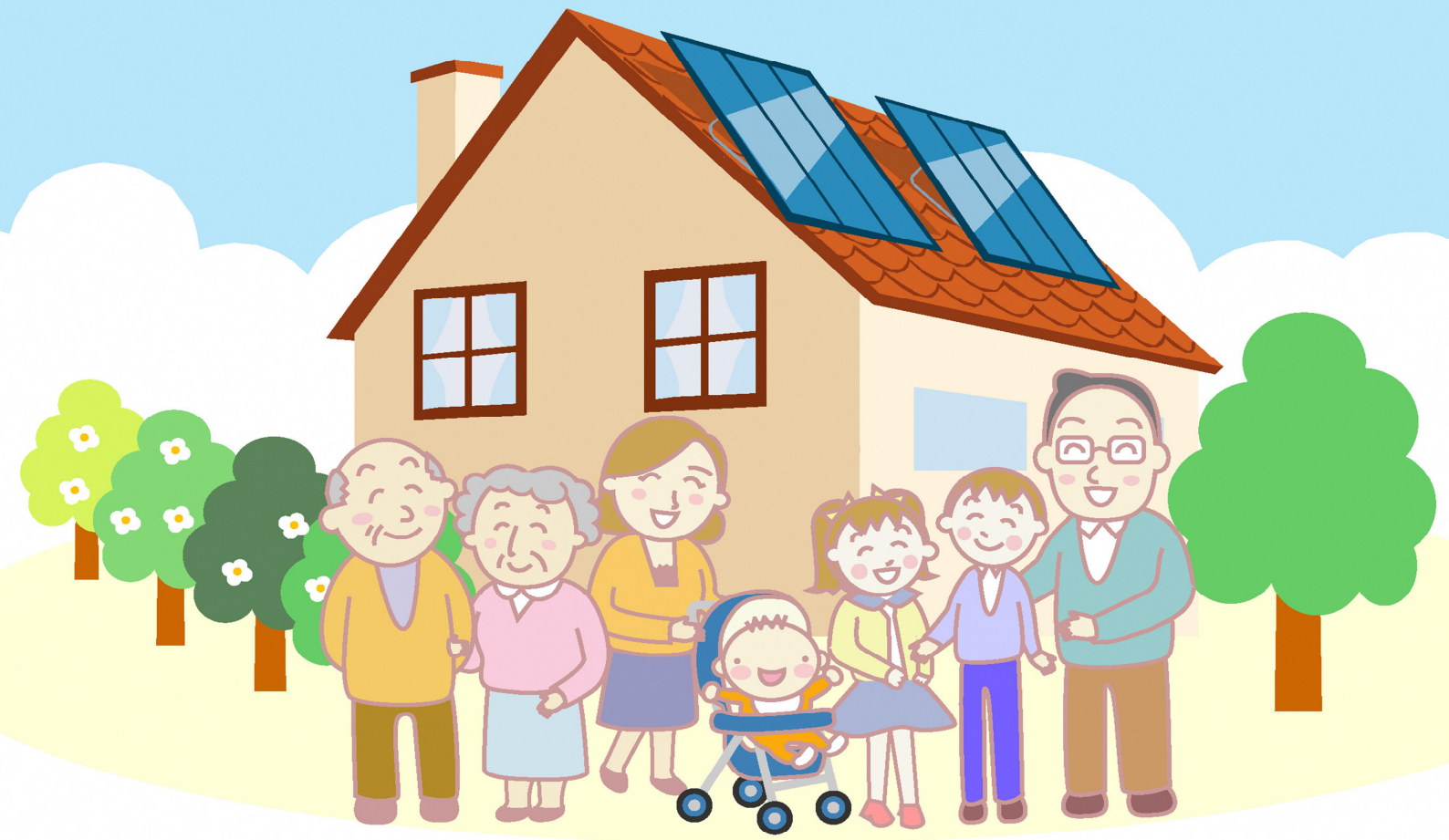


補助制度などを利用される際には、
必ず **担当課へ** ご相談ください。

令和8年度 住まいの安心ブック



『住まいの安心ブック』は、廿日市市にお住まいの方々、これから廿日市市へお引っ越しを考えているの方々に向けて、本市の住まいに関するお役立ち情報を紹介するものです。本市の住宅に関する補助制度などを分かりやすくご紹介します。

広島県 廿日市市

目次

補助制度など		住宅 購入	リフォーム	空き家	中山間 地域	移住 定住	安心 安全	設備 更新・購 入
1	木造住宅耐震診断希望者の募集	P.1					○	
2	木造住宅耐震化補助金	P.1					○	
3	佐伯地域及び吉和地域定住促進 補助金	P.2		○	○	○		
4	空き家活用支援補助金	P.3 P.4	○	○	○	○		
5	介護保険による住宅改修費支給	P.5	○					
6	ブロック塀等安全確保事業補助金	P.6					○	
7	建築物土砂災害対策改修補助金	P.7					○	
8	がけ地近接等危険住宅移転補助	P.7					○	
9	合併処理浄化槽設置整備事業 補助金	P.8	○	○				○
10	下水道接続促進補助金	P.9		○				○
11	住宅用太陽光発電設備等導入 促進補助金	P.10						○
12	電動・非電動生ごみ処理機購入費 補助金	P.10						○
13	空き家等を活用した 地域活動・交流拠点認定制度	P.11		○				
14	過疎地域介護人材確保支援事業 助成金	P.12				○		

地震に強い住宅を応援します！

(木造住宅耐震診断・耐震化補助金)

耐震診断希望者の募集

■ 診断費用

診断費用は**無料**です。ただし、業者への次の費用がかかります。

- ・ 交通費 1, 0 0 0 円程度
- ・ 建物図面作成費 5, 0 0 0 円程度（建築確認通知書をお持ちの場合は不要）

■ 対象となる住宅

廿日市市にあり、次の要件のすべてに該当する住宅です。

- ・ 木造の一戸建ての住宅、長屋または併用住宅（住宅部分が延べ面積の2分の1以上）
- ・ 昭和56年5月31日以前に建築されたもの
(ただし、昭和56年6月1日以降に増築された場合は対象とならないことがあります。)
- ・ 在来軸組構法または伝統的構造で建築されたもの
- ・ 地階を除く階数が2以下のもの



耐震化補助金

工事内容	耐震改修工事	耐震シェルター設置	耐震ベッド設置	現地建替え	非現地建替え	除却
補助内容	工事費の80% (上限115万円) ※居住誘導区域でない場合は上限57万5千円	設置費の50% (上限12万5千円)	設置費の50% (上限12万5千円)	工事費の80% (上限115万円) ※居住誘導区域に限る	工事費の23% (上限97万8千6百円)	工事費の23% (上限30万円)
補助対象費用	耐震改修工事費	耐震シェルター設置費	耐震ベッド設置費	除却工事費 新築建築工事費	除却工事費	除却工事費
補助対象要件	共通要件 ・昭和56年5月31日以前に工事着手されたもの ・木造の一戸建ての住宅または併用住宅（住宅部分が延べ面積の2分の1以上） ・在来軸組構法又は伝統的構法で建築されたもの ・階数が2階以下のもの ・建築基準法の規定に適合して建築されたもの ・賃貸用に供していないもの ・補助対象事業完了後も市内に居住するもの					
	個別要件 ・申請時において、所有者等が自己の居住の用に供していること ・耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満で、倒壊の危険性があると判断されたもの ・耐震改修後の上部構造評点を0.3以上向上させ、かつ1.0以上とすること		・次のいずれかに該当する方 ア 申請時において65才以上 イ 身体障害者手帳を所持 ウ 精神障害者保健福祉手帳を所持 エ 療育手帳を所持 オ 介護保険法による要介護又は要支援認定 カ 医師の診断による災害時要援護認定 ・要綱に記載した製品を製造者が推奨する設置方法により設置するもの ・上記製品と同等以上と市が認めたもの		・申請前日において、所有者等が5年以上継続して居住している ・耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満で、倒壊の危険性があると判断されたもの、または簡易耐震診断による評点の合計が7以下のもの ・道路に面するブロック塀の内、倒壊の危険性が認められるものがある場合は、補助対象事業完了までに改善されるもの ・補助対象住宅の全てを除却すること	
				・補助対象者が自ら居住するための一戸建て住宅を建替えること ・建替え後の住宅は省エネ基準に適合すること	・居住誘導区域内に、補助対象者が居住するための一戸建て住宅を建替えること	・補助対象者が耐震性を有する住宅に居住すること

■ お問合せ先

建築指導課
廿日市市下平良一丁目11番1号
TEL : 0829-30-9191



廿日市市佐伯地域及び吉和地域定住促進補助金 子育て世帯の転入・定住を応援します！

令和8年度事業期間（令和8年4月1日～令和9年3月31日）

廿日市市外から佐伯地域又は吉和地域に定住を目的に住宅を新築、新築住宅又は中古住宅を購入し転入した子育て世帯に対し、補助金を交付しています。
（三親等内の親族からの購入を除く）

【対象者】 次の全ての要件に該当する方

- 申請者又はその配偶者のいずれかが廿日市市に転入した日の前日において、引き続き3年以上廿日市市外に住民票を置いている
- 配偶者又は一親等以内の親族が補助対象住宅に同居する世帯である
- 申請者又はその配偶者のいずれかが、満50歳未満
- 補助対象住宅及びその設備に関して、国、県若しくは市の制度による他の補助、補償等を受けていない
- 過去にこの補助金を受けたことがない
- 転居先の地域コミュニティ活動への参加の意思がある
- 10年以上定住の意思がある
- 世帯員全員が、市区町村民税を滞納していない
- 世帯員全員が、暴力団員でない

【補助金の額】 ※子育て加算あり

対象	補助率等	補助上限額	
		佐伯	吉和
住宅の新築又は新築住宅の購入	対象事業の2分の1以内	100万円	150万円
中古住宅の購入	対象事業の2分の1以内	60万円	90万円

※6歳以上18歳未満の子1人につき**20万円加算**
6歳未満の子1人につき**30万円加算**

【お問合せ先】

住宅政策課 住宅企画係
廿日市市下平良一丁目11番1号
TEL：0829-30-9187
FAX：0829-31-0999
メール：jutakuseisaku@city.hatsukaichi.lg.jp



申請手続きの流れ

① 事前相談

申請前に、補助金の対象となるかを相談して下さい。
予算には限りがあります。**先着順**となりますので、必ず事前に相談をしたうえで申請して下さい。

住宅の工事・購入
⇒廿日市市へ転入
(佐伯・吉和地域)

重要！

② 申請書の提出

佐伯地域又は吉和地域に転入後、**6ヶ月以内に**必要な書類を市に提出します。

※市に口座登録をされていない方は、登録申請書を一緒に提出頂くと、⑤の入金がスムーズに行われます。

市が書類を審査します
(1～2週間程度)

③ 交付決定

市から補助金の交付決定通知書が送付されます。

重要！

④ 請求書の提出

決定通知書の交付後、**30日以内に**請求書を市に提出します。

市が入金準備をします
(1ヵ月程度)

⑤ 補助金の入金

申請者の口座に補助金が振り込まれます。

空き家活用支援補助金

空き家の活用を応援しています！

令和8年度事業期間（令和8年4月1日～令和9年3月31日）

【対象地域】 次のいずれかの地域に所在していること

「佐伯地域」「吉和地域」「宮島地域」または
「廿日市地域・大野地域の市街化区域外」

【対象】 次のいずれかに該当する **空き家**

- 空き家バンクに登録した空き家で、市または市が認める民間団体等を介して売買または賃貸借される物件
- 地域支援員等のマッチングにより活用が決まった物件
- 地域自治組織により、高齢者サロンなどの公益的利用されることが決まった物件（市域全域対象）

●ただし、次のいずれかに該当するものを除く

- 空き家バンクまたは地域支援員等のマッチングを介して、所有権等を取得または借り受けしてから2年を経過した物件
- 10年以内に同補助金の交付決定を受けている物件

【対象者】 次のいずれかに該当する方

- 対象物件の所有者（個人に限る）
- 対象物件を購入または賃借する者（個人に限る）
- 地域自治組織等

【補助金の額】

	対象	対象経費	補助率	補助上限額
①	手続等	5万円以上	1/2	10万円
②	家財整理	5万円以上	1/2	20万円
③	改修	30万円以上	1/2	40万円 若年または子育て +20万円
④	自己改修材料	5万円以上	1/2	10万円

(注)

- ・「手続等」：対象物件所有者のみ利用可
補助適用期間は令和9年3月31日まで
- ・「改修」：若年または子育て世帯に対する加算有り
- ・「自己改修材料」：工具、機具等は対象外
- ※各補助対象項目につき、物件に対して申請回数は1回まで

令和7年4月1日より、建築基準法の一部が改正され、
改修内容によっては建築確認申請の対象になります。

詳細は建築指導課（0829-30-9183）までお問い合わせください。

※建築確認申請手数料は補助金対象外です。

申請手続きの流れ

重要！

① 申請書の提出

必ず、補助対象事業の着手前に
補助金交付申請書の提出が必要です。
裏面に記載の書類とあわせて市に提出して下さい。

予算には限りがあり、
先着順となります

市が書類を審査します
(1～2週間程度)

② 交付決定

市から補助金の交付決定通知書が送付されます。

③ 手続きや工事に着手

決定通知書を交付されたら、業者等へ依頼して下さい。

重要！

④ 実績報告書の提出

補助対象事業の完了後、**令和9年2月末日までに**
実績報告書と必要な書類を市に提出します。

市が書類を審査します
(1～2週間程度)

⑤ 補助金額確定

市から補助金の交付確定通知書が送付されます。

重要！

⑥ 請求書の提出

確定通知書を交付されたら、**令和9年3月31日までに**
請求書を市に提出します。

市が入金準備をします
(1ヵ月程度)

⑦ 補助金の入金

申請者の口座に補助金が振り込まれます。

【お問合せ先】

住宅政策課 住宅企画係

廿日市市下平良一丁目11番1号

TEL：0829-30-9187 FAX：0829-31-0999

メール：jutakuseisaku@city.hatsukaichi.lg.jp



空き家活用支援補助金の申請における必要書類リスト

① 手 続 等 例) 相続整理、表題登記

1. 交付申請書
2. 見積書（司法書士事務所等に依頼）
3. 登記簿（法務局で取得可能）

② 家財整理 例) 家財の処分、敷地内の木の伐採、除草

1. 交付申請書
2. 見積書
3. 写真（家財処分前の住宅、草木等）、間取り図
4. 売買又は賃貸借契約書の写し（購入者または賃借者が申請する場合）
5. 「承諾についてのお願い」（賃貸借物件の場合）

③ 改 修 例) 居住の用に供する部分のリフォーム

1. 交付申請書
2. 見積書
3. 改修予定箇所の写真、間取り図
4. 若年または子育て加算に該当する方（※）は生年月日の分かるものの写し（運転免許証等）
（※）『同居者に配偶者を有する45歳未満の者または同居する義務教育修了前の子を有する
空き家活用予定者』
5. 売買又は賃貸借契約書の写し（購入者または賃借者が申請する場合）
6. 「承諾についてのお願い」（賃貸借物件の場合）

④ 自己改修材料 例) ペンキ、壁材、床材

1. 交付申請書
2. 見積書（ホームセンターの窓口などで取得）
3. 自己改修予定箇所の写真、間取り図、設計図など
4. 売買又は賃貸借契約書の写し（購入者または賃借者が申請する場合）
5. 「承諾についてのお願い」（賃貸借物件の場合）

バリアフリー化を応援します！

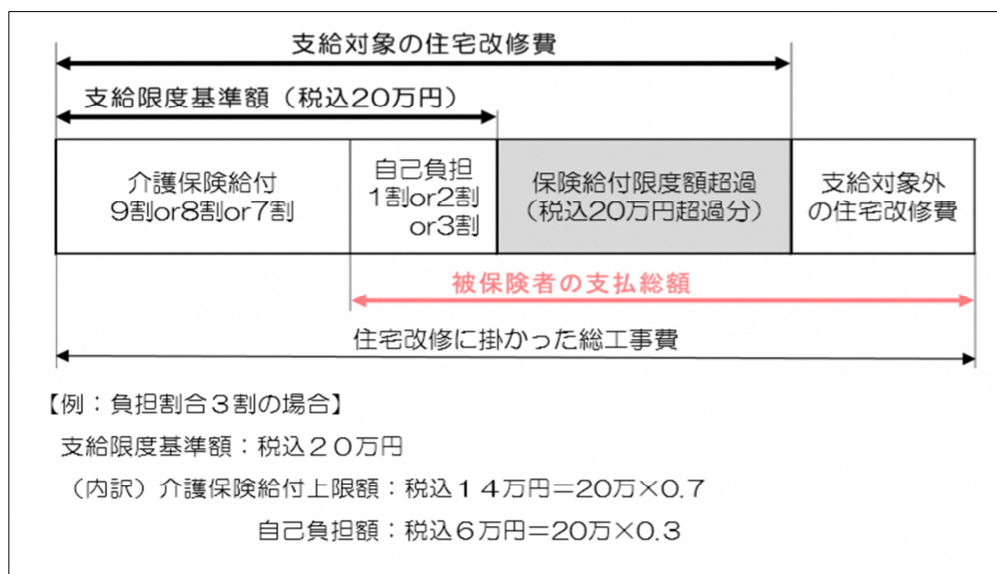
(住宅改修費支給制度)

要介護（支援）認定されている方が、できるだけご自宅で自立した生活をするために必要な住宅改修にかかる費用の一部が支給されます。手すりの取付けや床の段差解消等、比較的小規模なものが対象（新築・増築の場合は対象外）です。

■ 支給限度基準額

要介護（支援）状態区分に関わらず、支給限度基準額は20万円です。したがって20万円までの支給限度基準額の範囲内にかかった対象となる改修費用の1割（または2割か3割）と上限額を超えた費用が自己負担となります。また、支給対象外の住宅改修費も自己負担となります。

支給限度基準額 **20万円（税込）** の範囲内であれば、何回かに分けて申請できます。



■ 支給対象要件

次の要件をすべて満たし、住宅改修を実施した場合に対象となります。事前申請の手続きの承認を受けないうちに、着工された場合は、支給対象になりませんのでご注意ください。

- 1) 要介護（支援）認定を受けていること。
- 2) 在宅で生活されている方であること（原則として入院・入所・外泊は不可）。
- 3) 介護保険被保険者証に記載の住所（住民票上の住所）の住宅についての改修であること。
- 4) 厚生労働大臣が定める住宅改修の種類であること。

■ 留意事項

- 1) 介護保険住宅改修費の支給を受けるためには、改修前と改修後にそれぞれ手続きが必要です。
- 2) ご本人・家族・介護者にとって効果的で、かつ適正な改修が行われるよう、改修前には必ずケアマネジャーにご相談ください。（担当のケアマネジャーがいない場合については、お近くの地域包括支援センターまたは施工業者にご相談ください。）

■ お問い合わせ先

高齢介護課
廿日市市新宮一丁目13番1号
TEL：0829-30-9157



災害に強い住宅を応援します！ (ブロック塀等安全確保事業補助金)

ブロック塀は、見かけはしっかりしていても地震時に倒壊するおそれがあります。
地震等によるブロック塀等の倒壊による通行人への被害防止や迅速な避難のための経路を確保するため、道路に面する倒壊のおそれのあるブロック塀等の除却及び建替えの実施に要する費用の一部を補助します。

■ 対象となるブロック塀等

以下の(1)から(5)の要件をすべて満たすブロック塀等が補助対象となります。

- (1) 緊急輸送道路又は市内の小中学校の通学路及び指定緊急避難場所・指定避難所までの経路に面するもの
- (2) 道路面からの高さが0.6m以上のもの
(擁壁の上に設置されている場合は、塀の部分の高さが0.6m以上のものに限る)
- (3) 下記のチェック項目のいずれかに該当するもの
- (4) 原則として建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定に違反していないもの
- (5) 土地及び建物の所有者が個人であるもの

■ 補助金額

ブロック塀等の除却：工事費用の3分の2で、**15万円**以内の額

ブロック塀等の建替：軽量フェンスなど安全な構造の塀等の新設工事費用の3分の2で、**15万円**以内の額

■ 事前相談

申し込みにあたっては、事前に建築指導課にご相談ください。

簡易チェック項目

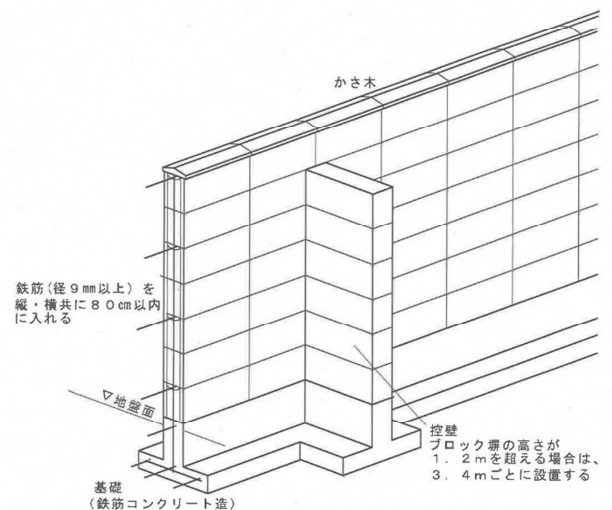
下記項目に、1つでも当てはまる場合は、倒壊等の危険があります。

〈コンクリートブロック造〉

- ブロック塀の高さが2.2mを超える。
- ブロック塀の高さが1.2mを超え、かつ、控壁がない。
- 鉄筋コンクリート造の基礎がない。
- 塀の高さが2.0mを超え、かつ、厚さが15cm未満。
- ブロック塀にひび割れ・破損・傾きなどの異常がある。

〈組積造〉

- 塀の高さが1.2mを超える。
- 塀の厚さが高さの1/10未満。
- 控え壁がない。
- 基礎がない。
- 塀にひび割れ・破損・傾きなどの異常がある。



ブロック塀参考図

■ お問合せ先

建築指導課

廿日市市下平良一丁目11番1号

TEL：0829-30-9191



災害に強い住宅を応援します！

(建築物土砂災害対策改修補助金)

(がけ地近接等危険住宅移転補助)

建築物土砂災害対策改修補助金

土砂災害特別警戒区域内の既存不適格の住宅等について、土砂災害対策改修を実施する所有者に対し、補助を行いません。

■ 対象となる建築物

土砂災害特別警戒区域内にあり、この区域に指定される前から建っている住宅等で、想定される土石流等に対する構造耐力上の安全性を有していないもの。

■ 補助対象工事

補助対象建築物に想定される土石流の高さや衝撃力に応じて定められた仕様を満たす鉄筋コンクリート造の外壁等を設ける改修工事（土砂災害対策改修工事）で、改修の結果、補助対象建築物が土砂災害に対して安全な構造となること。（建築基準法施行令第 80 条の 3 の規定に適合する構造となること。）

■ 補助金額

土砂災害対策改修工事費の 2 3 %（補助限度額 **7 7 万 2 千円**）



がけ地近接等危険住宅移転補助

崖地の崩壊などで住民に危険を及ぼす恐れのある区域に指定される前から建てられている住宅の移転を行う人に、その住宅の解体費や新たに建設（購入）する住宅などの経費を補助します。

■ 対象となる住宅

次のいずれかに該当する住宅であること（崖面に崩壊防止の工事が行われている場合は対象外です）

- ・災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域）にある住宅
- ・土砂災害特別警戒区域にある住宅
- ・高さが 2 メートルを超える崖（30 度を超える角度をなす土地）の上、もしくは高さ 5 メートルを超える崖の下近くに、昭和 46 年以前に建築された住宅

■ 補助金額

対象となる住宅の解体費（国の定める標準建設費から算出 ※床面積×平米単価）

対象となる住宅の解体に要する移転費、跡地整備費、仮住居費等（最大 **97 万 5 千円**）

移転する住宅の建設などの資金の、借入金利子の一部補填（最大 **731 万 8 千円**）



■ お問い合わせ先

建築指導課

廿日市市下平良一丁目 11 番 1 号

TEL : 0829-30-9191

浄化槽設置に関する補助金

(廿日市市合併処理浄化槽設置整備事業補助金)

■ 対象者

補助対象区域内で、専用住宅（主に居住の用途で使用する建物をいいます。）に、10人槽以下の合併処理浄化槽を設置する人（補助金申請は毎年4月から受け付けており、予算枠に達し次第、受け付けを終了します）。

ただし、以下のいずれかに該当する人は、この補助金の対象にはなりません。

- 建築基準法第6条第1項に定める建築確認申請または浄化槽法第5条第1項に定める浄化槽設置届を行わない人
- 販売または賃貸などの目的の人
- 既存の合併処理浄化槽を更新する人
- 専用住宅を借りている人で、賃貸人の承諾が得られない人
- 自らが生活の本拠としない専用住宅に設置する人
- 法人
- 交付決定をした年度の2月末日までに、工事を完了できない人
- 既に集合処理している区域で設置する人
- 公共下水道全体計画区域のうち公共下水道事業計画区域に含まれない区域で、専用住宅を新築（建て替えを含む）する人
- 交付決定前に浄化槽の工事に着手した人
- 市税などを滞納している人

■ 補助額

補助対象区域		人槽区分	補助限度額	設置区分
浄化槽整備区域・・・公共下水道計画区域（※1）・農業集落排水処理施設区域・集合処理施設処理区域に含まれない区域（要綱第2条第8号ア）	吉和を除く地域	5人槽	474,000円	新築 建替 転換
		7人槽	580,000円	
		10人槽	818,000円	
	吉和地域	5人槽	519,000円	
		7人槽	641,000円	
		10人槽	938,000円	
公共下水道計画区域であって公共下水道事業計画区域（※2）に含まれない区域（要綱第2条第8号イ）	5人槽	332,000円	転換	
	7人槽	414,000円		
	10人槽	548,000円		

備考 1 人槽区分は、居住部分に対する処理対象人員をいう。

2 算出された額に、千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

※1 廿日市市汚水処理施設整備構想（平成30年3月策定）で定めた区域

※2 公共下水道計画区域のうち、5～7年の間に下水道整備可能な区域であり、事業計画で定めた区域

■ お問い合わせ先

下水道経営課営業係
廿日市市串戸五丁目10番15号
TEL：0829-32-5490



下水道に関する補助金

(下水道接続促進補助金)

■対象者

下水道の処理区域内で、くみ取り便所を水洗便所に改造して接続工事を行う人、または浄化槽を廃止して接続工事を行う人（いずれも建物の建て替えに伴うものを除きます）で、次の条件をすべて満たす人を対象に補助金を交付しています。

- 国または地方公共団体でないこと
- 市税および市の各種徴収金などを滞納していないこと
- 下水道を利用できるようになった日から、くみ取り便所は3年以内に、浄化槽は1年以内に下水道接続工事を完了すること
- 下水道接続工事の対象となる建築物を居住用として使用していること
- 販売目的の建築物ではないこと
- 下水道接続工事に関し、他の補助金の交付を受けていないこと
- 排水設備の計画の確認を受けていること

■補助額

補助金の額は、下水道接続工事費の範囲内で、1件あたり **10万円**を限度（生活扶助世帯は市が認定する額）

■注意事項等

補助金の申請をするときは、排水設備計画確認申請書とともに、広島県水道広域連合企業団廿日市事務所お客さまセンターへ必要書類を提出してください。

また、申請にあたっては、申請日の属する年度の3月15日までに補助金交付申請書を提出し、同じく3月末日までに工事を完了（検査済み）してください。

■お問合せ先

下水道経営課営業係
廿日市串戸五丁目10番15号
TEL：0829-32-5490



環境にやさしい設備に関する補助金

(住宅用太陽光発電設備等導入促進補助金)

(電動・非電動生ごみ処理機購入費補助金)

住宅用太陽光発電設備等導入促進補助金

■ 補助対象事業

市内の自ら居住する住宅に、次に掲げる補助対象設備を設置する事業が対象です。

ただし、定置用蓄電システム（蓄電池）は、太陽光発電設備と同時に導入する場合のみ。

- 太陽光発電設備（屋根等への設置）
- 太陽光発電設備（ソーラーカーポート）
- 蓄電池

■ 補助金額

複数の設備を併せて設置する場合は、それぞれの補助金額を合算します。

- 太陽光発電設備（屋根等への設置） 補助率 **10/10**、上限 **7万円/kW**
- 太陽光発電設備（ソーラーカーポート） 補助率 **1/3**
- 蓄電池 補助率 **1/3**、上限 **5万円/kWh**

■ お問合せ先

環境共生課

廿日市市下平良一丁目 11 番 1 号

TEL : 0829-30-9224



詳しくは、市ホームページにて手引きなど必ずご確認ください、**契約前に申請を
してください（契約、設置後の申請はできません。）**。

電動・非電動生ごみ処理機購入費補助金

ごみの減量化を促進するため、家庭用電動生ごみ処理機（ディスポーザー式は対象外）または非電動生ごみ処理器（コンポスト容器）を購入後、使用状況のモニター調査（購入後約 1 年間）に協力できる人に対して、購入費の一部を補助します。

■ 対象者

廿日市市内に住所があり、居住している人（事業者は除く）。ただし、補助は一世帯あたり 1 台までです。

■ 補助金額

家庭用電動・非電動生ごみ処理機購入額の 2 分の 1 の額（100 円未満の端数は切り捨てです。）

（ただし、下記のとおり上限額があります。）

- 電動生ごみ処理機 上限 3 万円
- 非電動生ごみ処理器（コンポスト容器） 上限 3 千円

※必ず購入前に申請してください。

■ お問合せ先

循環型社会推進課

廿日市市下平良一丁目 11 番 1 号

TEL : 0829-30-9133

電動 HP



非電動 HP



空き家等を活用した 地域活動・交流拠点認定制度

■趣旨

地域自治組織等が、空き家等を活用し、地域課題の解決や地域の活性化に資する活動を実施している場合に、活用されている空き家等を地域活動・交流拠点として認定し、当該活動が持続的な取り組みとなるよう支援する制度です。

※地域自治組織等とは、廿日市市協働によるまちづくり基本条例の理念の下、本市がまちづくりのパートナーとしている地域自治組織(28 団体)及びこれと連携関係のある区域内の任意の団体又は法人をいいます。

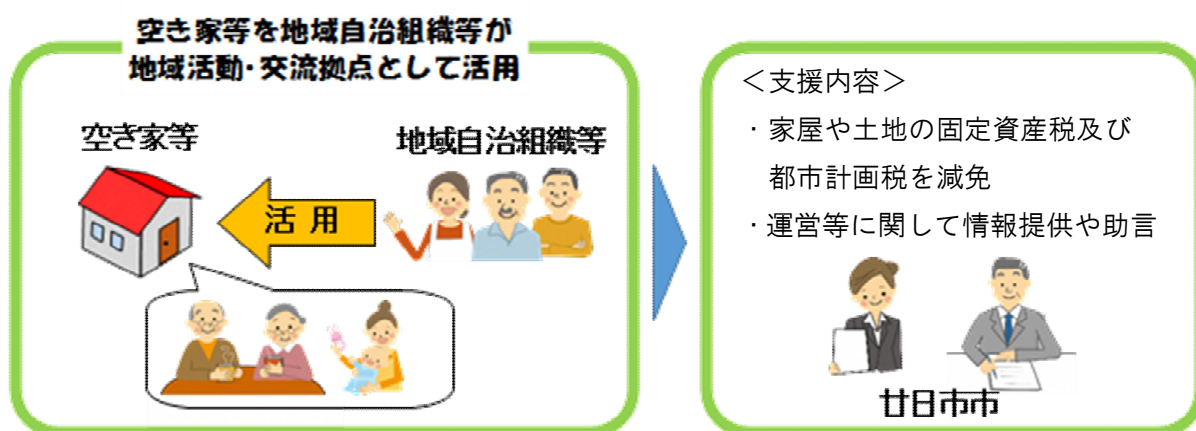
■ 支援内容

- 空き家等にかかる固定資産税・都市計画税の減免措置
- 地域活動・交流拠点の運営等に関する情報の提供や助言の実施

■ 認定要件（主なもの）

- ・ 認定申請できる団体は、地域自治組織に限ります(活動団体が地域自治組織と異なる場合は、活動されている地区の地域自治組織から申請してください)。
- ・ 地域自治組織等が空き家等の所有者と契約期間が1年以上の無償使用の契約を締結していること。
- ・ 床面積がおおむね30平方メートル以上であること。
- ・ 認定を受けようとする空き家等が、地域自治組織の活動範囲内に所在すること。
- ・ 申請日が属する年の1月1日から申請日までの間、次の3点を満たすこと。
 - (1) 地域住民の誰もが利用可能であること。
 - (2) 月3回以上使用されていること。
 - (3) 1月あたり延べ50人以上の利用があること。

★空き家等を活用した地域活動・交流拠点支援制度のイメージ図



■ お問い合わせ先

地域振興課
廿日市市下平良一丁目11番1号
TEL : 0829-30-9137



佐伯地域、吉和地域や宮島地域にある介護の現場に就職するあなたに引越費用の一部を助成します！

過疎地域介護人材確保支援事業（引越等の費用の一部を助成）

- ①佐伯地域、吉和地域、宮島地域にある介護サービス事業所で新たに就労するために市外から転入または市内転居した（する）週32時間以上勤務する常勤の介護職
※転入（転居）先は、廿日市市全域を対象
- ②引越等に要した費用の1/2を助成（最大200,000円※1人1回限り）
【対象経費】
 - ・家財道具の運搬のため引越業者等に支払った費用
 - ・家財道具の運搬のため利用した車両等の燃料費、借上料及び有料道路料金、船賃
 - ・移転先までの移動に係る交通費
 - ・住宅の賃貸借契約の締結に伴う礼金

介護サービス事業所とは

介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅サービス事業所（福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）、地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護保険施設、介護予防サービス事業所（介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）、地域密着型介護予防サービス事業所及び介護予防支援事業所並びに介護予防・日常生活支援総合事業による指定介護事業所をいう。ただし、地域包括支援センターは除く。

介護職とは

介護サービス事業所で相談及び介護に従事する者（生活相談員、介護職員、看護師、准看護師、機能訓練指導員、栄養士、介護支援専門員等及び管理者をいう。

※事務、調理又は送迎の運転を主として従事する者は除く。

常勤とは

介護サービス事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間未満を除く。）に達し、介護サービス事業所を適用事業所とする社会保険の被保険者であること。

問い合わせ先

廿日市市健康福祉部高齢介護課

電話：0829-30-9155

※事業所を通じての申請・問い合わせをお願いします。



令和8年度 住まいの安心ブック

発行 / 廿日市市 建設部 住宅政策課

〒738-8501

広島県廿日市市下平良一丁目 11 番 1 号

TEL (0829) 30-9187

FAX (0829) 31-0999
